

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目33番13号

株式会社 **中京銀行**

取締役頭取 室 成 夫

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当行の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号
当行本店8階大会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第110期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第110期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役10名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、3ページの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.chukyo-bank.co.jp/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.chukyo-bank.co.jp/index.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

### <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

#### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以上

<インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 第110期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行は本店等88カ店において、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務、および国債、投資信託、保険等の窓口販売業務、ならびにそれらに付随する業務を行っております。

(金融経済環境)

当期における国内経済を振り返りますと、雇用や所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって景気は緩やかな回復基調にありましたが、期後半より海外経済の不確実性の高まりや、為替・金利等の金融市場の変動の影響により国内景気は一部で弱さがみられました。

当地区におきましても、設備投資が増加し、雇用や所得環境の改善などにより個人消費も底堅い動きがみられましたが、自動車関連での生産停止の影響や新興国経済の減速もあり輸出が伸び悩む等、景気持ち直しの動きは一服しております。

こうした中、金融情勢につきましては、日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を受けて、2月下旬以降の長期金利はマイナス圏で推移し、期末にはマイナス0.05%前後となりました。また、オーバーナイト物金利は、2月下旬より概ねマイナス0.02～0.00%で推移しました。株式市場におきましては、年度前半の日経平均株価は堅調に推移していましたが、8月下旬の世界同時株安からは一進一退ながらも下落方向に転じ、年度末の終値は前年度末比2,448円下落の16,758円となりました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済情勢の下、当行は平成27年4月よりスタートさせた第16次中期経営計画に基づき、様々な施策を展開し、地域での存在感の向上と地域金融機関としての企業価値の向上に努めてまいりました。

個人のお客さまに対しましては、定期預金や外貨定期預金の各種キャンペーンや、投資信託および保険商品の取扱銘柄の追加に加え、住宅ローンなどの貸出提案も積極的に行い、お客さまの幅広い資産運用・調達ニーズにお応えしてまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、健全な資金需要に積極的に応えるため、補助金や信用保証制度を活用した各種商品に加え、中小企業のお客さま向け創業支援、新規事業支援、ビジネスマッチングや海外進出支援など様々なニーズにお応えしてまいりました。

地方創生への取組みの一環として、地域産業の振興・発展を図ることを目的に、当行営業地域内の自治体や経済団体との連携強化を進めました。また、地域資源の活用や地域産業の競争力強化につながる取組みを行っているお客さまを対象に、融資商品「中京地方創生ファンド」および「中京地方創生ファンドーα」を積極的に提案いたしました。行内組織では、10月に「地方創生推進室」を新設し、地方創生に向けた取組みへの体制整備を行ってまいりました。

店舗につきましては、10月に下之一色支店を移転、惟信支店を統合し、名称を当知支店に変更しました。さらに、平成28年1月に小碓出張所も統合しました。新店舗は当行支店の中でも最大級の敷地面積を持ち、各種セミナーやイベントにも利用できるスペースを設けており、地域のお客さまに親しんでいただける店舗になっ

ております。3月にはお客さまの利便性維持と経営の効率化を総合的に勘案し、神守出張所を津島支店に統合しました。

期末現在の店舗数は、前期末比3ヵ店減少し、インターネット支店を含め88ヵ店、店舗外現金自動設備は、前期末比5ヵ所減少の45ヵ所となっております。

また、当行では「エコ」宣言を実施しており、「私たちは、環境に配慮した活動を通じ、地域社会に貢献します」の方針に沿って、今期も「エコ定期預金」を募集し、その残高の一部を緑化団体に、「エコ投資信託」の信託報酬の一部を環境保全基金に寄付致しました。

当行は今後とも、環境に配慮した活動を通じて、積極的に社会に貢献してまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は次のとおりとなりました。

預金につきましては、各種キャンペーンの実施や魅力ある商品の提供によりお客さまの資金運用ニーズにお応えした結果、期中20億円増加し期末残高は1兆7,191億円となりました。

貸出金につきましては、中小企業や個人のお客さまからの資金ニーズに積極的にお応えしたことから、期中138億円増加し、期末残高は1兆2,746億円となりました。

有価証券につきましては、市況回復に対応し社債等の残高を積み増した結果、期末残高は期中95億円増加し5,759億円となりました。

収益面につきましては、利回り低下による貸出金利息の減少を株式等売却益等でカバーしましたが、経常収益は前期比77百万円減少し31,164百万円となりました。経常費用は預金利回りの低下による支払利息の減少や、国債等債券売却損の減少などにより、前期比377百万円減少し25,669百万円となりました。以上の結果、経常利益は前期比299百万円増加し5,494百万円、当期純利益は前期比1,001百万円増加し3,801百万円となりました。

自己資本比率につきましては、前期比0.5ポイント低下し、9.47%となりました。

#### (当行が対処すべき課題)

我が国経済は、雇用や所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策効果の下支えにより緩やかに回復しておりますが、一方で、海外景気の下振れ、原材料価格や為替・株価の変動、マイナス金利の継続といった不安要因もあり、先行きは不透明な状況にあります。

また、当行の主要な営業地域である愛知県には、他県の地域金融機関の進出が続くなど、金融機関間の競争も一段と厳しさを増しており、こうした状況は今後も続くものと予想されます。

更に、中長期的には、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国内外の市場の変化への対応など、多くの課題があるものと認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、当行は“いちばんに相談したい銀行”を経営の基本コンセプトに掲げ、“感謝の心で地域にこたえる”をテーマとし、第16次中期経営計画に沿って、各種施策に取り組んでまいります。

その基本戦略は、①人材基盤：人材育成と女性の活躍推進、②顧客基盤：地域経済への貢献に向けた営業力強化、③財務基盤：経営効率の改善による体質強化、の3つで構成しております。中でも、人材基盤につきましては、行内体制として10月に「ダイバーシティ推進室」を新設し、女性の活躍を推進しております。

この基本戦略に基づいて諸施策を推進し、多様化するお客さまのニーズに感謝の気持ちをもってお応えすることで、金融サービスを通じて地域経済の発展や活性化に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

|                    | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度       |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 預 金                | 16,426        | 16,594        | 17,171        | 17,191       |
| 定期性預金              | 8,604         | 8,528         | 8,653         | 8,382        |
| その他                | 7,821         | 8,065         | 8,518         | 8,809        |
| 社 債                | 250           | 300           | 200           | 150          |
| 貸 出 金              | 12,117        | 12,244        | 12,608        | 12,746       |
| 個人向け               | 2,667         | 2,747         | 2,826         | 2,899        |
| 中小企業向け             | 7,286         | 6,964         | 7,044         | 7,128        |
| その他                | 2,162         | 2,532         | 2,737         | 2,719        |
| 商 品 有 価 証 券        | 3             | 3             | 1             | -            |
| 有 価 証 券            | 5,318         | 5,281         | 5,664         | 5,759        |
| 国 債                | 2,597         | 2,567         | 2,310         | 2,332        |
| その他                | 2,721         | 2,714         | 3,354         | 3,427        |
| 総 資 産              | 18,012        | 18,276        | 19,122        | 19,185       |
| 内 国 為 替 取 扱 高      | 63,888        | 65,266        | 67,240        | 69,057       |
| 外 国 為 替 取 扱 高      | 百万ドル<br>1,644 | 百万ドル<br>1,483 | 百万ドル<br>1,156 | 百万ドル<br>918  |
| 経 常 利 益            | 百万円<br>1,351  | 百万円<br>4,551  | 百万円<br>5,195  | 百万円<br>5,494 |
| 当 期 純 利 益          | 百万円<br>971    | 百万円<br>2,679  | 百万円<br>2,800  | 百万円<br>3,801 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>4 54   | 円 銭<br>12 49  | 円 銭<br>13 02  | 円 銭<br>17 62 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 中小企業向け貸出金は、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者に対する貸出金であります。  
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数     | 1,222人  | 1,247人  |
| 平 均 年 齢     | 39年 10月 | 40年 2月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 17年 1月  | 17年 7月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 384千円   | 386千円   |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与および通勤手当は含んでおりません。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

|       | 当 年 度 末                         | 前 年 度 末                         |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|
| 愛 知 県 | 67 <sup>店</sup><br>うち出張所<br>(1) | 70 <sup>店</sup><br>うち出張所<br>(3) |
| 三 重 県 | 16                              | 16                              |
| 静 岡 県 | 1                               | 1                               |
| 奈 良 県 | 2                               | 2                               |
| 大 阪 府 | 1                               | 1                               |
| 東 京 都 | 1                               | 1                               |
| 合 計   | 88                              | 91                              |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を45カ所（前年度末50カ所）設置しております。

ロ 当年度新設、廃止、種類変更営業所は以下の通りであります。

○新設営業所

該当ありません。

なお、当年度において、下之一色支店を移転し名称を当知支店に変更いたしました。

○廃止営業所

惟信支店（名古屋市港区）

当知支店小碓出張所（名古屋市港区）

津島支店神守出張所（愛知県津島市）

○種類変更営業所

該当ありません。

また、当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

○店舗外現金自動設備の新設

伏屋支店下之一色出張所（名古屋市中川区）

○店舗外現金自動設備の廃止

知立支店安城出張所（愛知県安城市）

豊田支店豊田南出張所（愛知県豊田市）

豊明支店イオンタウン刈谷出張所（愛知県刈谷市）

伊勢支店片田出張所（三重県志摩市）

桜井支店吉野出張所（奈良県吉野郡下市町）

東山支店山手通出張所（名古屋市昭和区）

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当する事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当する事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|         |       |
|---------|-------|
| 設備投資の総額 | 2,870 |
|---------|-------|

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容      | 金 額   |
|----------|-------|
| (新設)     |       |
| 新営業店システム | 1,442 |
| 当知支店新築関係 | 287   |
| 現金自動取引装置 | 169   |
| (売却)     |       |
| 研修センター   | 695   |

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会 社 名              | 所 在 地                  | 主 要 業 務 内 容          | 設 立 年 月 日       | 資 本 金     | 当行が有する<br>子会社等の<br>議 決 権 比 率 | そ の 他 |
|--------------------|------------------------|----------------------|-----------------|-----------|------------------------------|-------|
| 中京ビジネスサービス<br>株式会社 | 名古屋市中区栄<br>三丁目33番13号   | 不動産調査業務              | 昭和36年<br>12月25日 | 百万円<br>30 | 50.33 %                      | —     |
| 株式会社中京カード          | 名古屋市東区代官町<br>20番5号     | クレジットカード業務<br>信用保証業務 | 昭和59年<br>7月10日  | 60        | 50.00                        | —     |
| キョウサービス<br>株式会社    | 名古屋市中区栄<br>三丁目33番13号   | 不動産管理業務              | 昭和45年<br>3月25日  | 10        | 37.50                        | —     |
| 中京ファイナンス<br>株式会社   | 名古屋市中区栄<br>三丁目33番13号   | 集金代行業務               | 昭和43年<br>8月21日  | 50        | 32.14                        | —     |
| 中京総合リース<br>株式会社    | 名古屋市中区丸の内<br>一丁目15番15号 | リース業務                | 昭和54年<br>10月12日 | 50        | 5.00                         | —     |

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 当行の子法人等および関連法人等は、上記の5社であります。  
なお、当期の連結経常収益は32,079百万円、連結当期純利益（親会社株主に帰属）は4,022百万円となりました。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 三菱東京UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、百五銀行、十六銀行、第三銀行、およびイオン銀行との現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
6. セブン銀行、イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
7. ゼロネットワークス（愛知県内・岐阜県内のみ）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出しのサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当する事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 地位および担当                                         | 重要な兼職                                                                          | その他 |
|---------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 深 町 正 和 | 取締役会長（代表取締役）                                    |                                                                                |     |
| 室 成 夫   | 取締役頭取（代表取締役）<br>（執行役員兼務）                        |                                                                                |     |
| 河 村 政 宏 | 取締役常務執行役員<br>（代表取締役）<br>融資統括部<br>リスク統括部         |                                                                                |     |
| 小 島 教 彰 | 取締役常務執行役員<br>（代表取締役）<br>営業統括部<br>個人営業部          |                                                                                |     |
| 永 井 涼   | 取締役常務執行役員<br>（代表取締役）<br>総合企画部<br>経営企画室<br>東京事務所 |                                                                                |     |
| 石 川 弘   | 取締役執行役員<br>事務統括部<br>資金部                         |                                                                                |     |
| 村 瀬 太 一 | 取締役執行役員<br>人事部                                  |                                                                                |     |
| 柴 田 昌 明 | 取締役<br>内部監査部                                    |                                                                                |     |
| 野 村 克 文 | 取締役（社外取締役）                                      |                                                                                |     |
| 尾 崎 泰 宏 | 取締役（社外取締役）                                      |                                                                                |     |
| 棚 橋 修   | 常勤監査役                                           |                                                                                |     |
| 岡 田 邦 彦 | 監査役（社外監査役）                                      | J. フロント リテイリング株式会社 特別顧問<br>中部日本放送株式会社 社外取締役                                    |     |
| 村 田 浩 子 | 監査役（社外監査役）                                      | 社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団<br>理事・評議員<br>日本赤十字社 愛知県支部 監査委員                             |     |
| 木 村 和 彦 | 監査役（社外監査役）                                      | 菊水化学工業株式会社 社外監査役<br>日本住宅無尽株式会社 社外監査役<br>エムエステイ保険サービス株式会社 社外監査役<br>東栄株式会社 社外監査役 |     |

(注) 当行は、社外取締役・社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届けております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分   | 支給人数 | 報 酬 等       |
|-------|------|-------------|
| 取 締 役 | 10名  | (54)<br>191 |
| 監 査 役 | 5名   | (2)<br>31   |
| 計     | 15名  | (56)<br>223 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には当事業年度分のストック・オプション報酬額42百万円(取締役8名 42百万円)、および平成28年6月支給予定の役員賞与金13百万円(取締役10名 11百万円、監査役5名 2百万円)が含まれております。
4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。  
なお、取締役に対するストック・オプションの報酬額は、平成25年6月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円以内と決議いただいております。
5. ( ) 内書は報酬以外の職務遂行の対価である財産上の利益であります。

## (3) 責任限定契約

| 氏 名                | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野 村 克 文<br>(社外取締役) | 当行の定款第31条に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結。<br>[社外取締役との責任限定契約の内容]<br>社外取締役が、本契約締結日以降当行の社外取締役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。 |
| 尾 崎 泰 宏<br>(社外取締役) |                                                                                                                                                                                                   |
| 岡 田 邦 彦<br>(社外監査役) | 当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。<br>[社外監査役との責任限定契約の内容]<br>社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。 |
| 村 田 浩 子<br>(社外監査役) |                                                                                                                                                                                                   |
| 木 村 和 彦<br>(社外監査役) |                                                                                                                                                                                                   |

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名                | 兼 職 そ の 他 の 状 況                                                                                                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡 田 邦 彦<br>(社外監査役) | 監査役 岡田邦彦氏はJ.フロント リテイリング株式会社の特別顧問、中部日本放送株式会社の社外取締役を兼務しております。当行とJ.フロント リテイリング株式会社、中部日本放送株式会社との間に重要な取引関係はありません。                                                |
| 村 田 浩 子<br>(社外監査役) | 監査役 村田浩子氏は社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団の理事・評議員、日本赤十字社 愛知県支部の監査委員を兼務しております。当行と社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団、日本赤十字社 愛知県支部との間に重要な取引関係はありません。                                       |
| 木 村 和 彦<br>(社外監査役) | 監査役 木村和彦氏は菊水化学工業株式会社の社外監査役、日本住宅無尺株式会社の社外監査役、エムエスティ保険サービス株式会社の社外監査役、東栄株式会社の社外監査役を兼務しております。当行と菊水化学工業株式会社、日本住宅無尺株式会社、エムエスティ保険サービス株式会社、東栄株式会社との間に重要な取引関係はありません。 |

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名                | 在任期間  | 取締役会・監査役会への出席状況                                 | 取締役会・監査役会における発言その他の活動状況                                                                    |
|--------------------|-------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野 村 克 文<br>(社外取締役) | 2年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席。                         | 長年にわたり企業の中枢部門に携わってきた豊富な経験に基づき、実践的な視点から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。                        |
| 尾 崎 泰 宏<br>(社外取締役) | 9ヵ月   | 取締役または監査役として当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席。             | 銀行経営経験者としての専門的見地に加え、当行での12年間におよぶ社外監査役としての経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。                 |
| 岡 田 邦 彦<br>(社外監査役) | 5年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会14回中13回および監査役会15回中13回に出席。           | 地域経済界のリーダー的立場であり、幅広い見地から有益なアドバイスや経営執行等の適法性について客観的・中立的な立場で監査および議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。 |
| 村 田 浩 子<br>(社外監査役) | 3年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会14回中14回および監査役会15回中15回に出席。           | 教員勤務を経て、愛知県行政の中枢部門に携わった経験に基づく幅広い見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。                          |
| 木 村 和 彦<br>(社外監査役) | 9ヵ月   | 社外監査役就任以降、当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会11回中11回に出席。 | 銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における監査業務に携わってきた豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。               |

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5    | 24       | —             |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬等の額には、平成28年6月支給予定の役員賞与金1百万円(社外取締役0百万円、社外監査役0百万円)および社外取締役の社外監査役就任時の報酬1百万円が含まれております。

#### (4) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

発行可能株式総数  
発行済株式の総数

普通株式 500,000千株  
普通株式 217,459千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

##### (2) 当年度末株主数

9,039名

##### (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称                  | 当行への出資状況             |                    |
|----------------------------|----------------------|--------------------|
|                            | 持株数                  | 持株比率               |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行              | 85,343 <sup>千株</sup> | 39.40 <sup>%</sup> |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 11,414               | 5.26               |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 9,784                | 4.51               |
| ミソノサービス株式会社                | 7,949                | 3.67               |
| 中京銀行従業員持株会                 | 5,256                | 2.42               |
| 大同生命保険株式会社                 | 4,700                | 2.17               |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社         | 3,929                | 1.81               |
| 日本生命保険相互会社                 | 3,413                | 1.57               |
| 大和製罐株式会社                   | 2,962                | 1.36               |
| 中京テレビ放送株式会社                | 2,635                | 1.21               |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(1,399千株)のうち従業員持株会信託口所有自己株式(527千株)を除く当行所有自己株式(872千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|                   | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 新株予約権等を有する者の人数 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新株予約権の名称<br/>株式会社中京銀行 第1回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日<br/>平成25年7月31日</li> <li>③ 新株予約権の数<br/>185個</li> <li>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数<br/>当行普通株式 185,000株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間<br/>平成25年8月1日から平成55年7月31日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額<br/>1株当たり1円</li> <li>⑦ 新株予約権の行使の条件<br/>新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul>  | 6名             |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新株予約権の名称<br/>株式会社中京銀行 第2回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日<br/>平成26年7月30日</li> <li>③ 新株予約権の数<br/>195個</li> <li>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数<br/>当行普通株式 195,000株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間<br/>平成26年7月31日から平成56年7月30日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額<br/>1株当たり1円</li> <li>⑦ 新株予約権の行使の条件<br/>新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul> | 7名             |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新株予約権の名称<br/>株式会社中京銀行 第3回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日<br/>平成27年7月30日</li> <li>③ 新株予約権の数<br/>207個</li> <li>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数<br/>当行普通株式 207,000株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間<br/>平成27年7月31日から平成57年7月30日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額<br/>1株当たり1円</li> <li>⑦ 新株予約権の行使の条件<br/>新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul> | 8名             |
| 監査役               | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —              |

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

|                     | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 使用人<br>(執行役員)       | ① 新株予約権の名称<br>株式会社中京銀行 第3回新株予約権<br>② 新株予約権の割当日<br>平成27年7月30日<br>③ 新株予約権の数<br>84個<br>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数<br>当行普通株式 84,000株<br>⑤ 新株予約権の行使期間<br>平成27年7月31日から平成57年7月30日まで<br>⑥ 権利行使価額<br>1株当たり1円<br>⑦ 新株予約権の行使の条件<br>新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 | 6名              |
| 子会社及び子法人等の会社役員及び使用人 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | —               |

## 6 会計監査人に関する事項

## (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                          | 当該事業年度に係る報酬等 | その他                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人 トーマツ<br>指定有限責任社員 松井夏樹<br>指定有限責任社員 瀧沢宏光 | 47           | (報酬等について監査役会が同意した理由)<br>監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りについて、当行の事業内容等に照らして検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が適切な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は47百万円であります。  
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## (2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理、総合的能力等を会計監査人評価基準に基づき審査し、解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保すべく、以下の体制を整備しております。その内容および運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、企業としての価値観を経営ビジョンとして定め、法令等遵守が企業活動の最も基本姿勢である旨を表すとともに、役職員の活動の規範として行動規範を定め、法令やルールを厳格に遵守することを示して、全ての役職員が、この経営ビジョン、行動規範に則って行動するよう、周知徹底を図る。

ロ 経営ビジョン、行動規範に加えて、取締役会は役職員が遵守すべき行動のあり方をコンプライアンス・マニュアル～役職員行動規範～として定めるとともに、業務運営で遵守すべき事項を網羅したコンプライアンス・マニュアル～銀行業務編～や業務運営に係る各種の基本規則を制定し、その実践的運営により法令等遵守の定着を図る。

ハ 取締役会は、コンプライアンスに関する諸施策を遂行するための具体的な計画をコンプライアンス・プログラムとして毎期策定し、その進捗状況や達成状況の報告を受けることでフォローアップし、コンプライアンスの周知徹底による実践と定着を図る。

ニ それぞれの取締役は、業務執行に当たり善管注意義務、忠実義務を果たすため、取締役会における意思決定や、業務執行の監督に責任を負っており、これらを取締役会で規則として定めることで、各取締役が認識する。

#### **【運用状況】**

当行は、経営ビジョン、行動規範を制定し、全ての役職員がこの経営ビジョン、行動規範に則って行動するよう周知徹底しております。

当行は、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を行っております。また、当行はコンプライアンスを推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的に、コンプライアンス常務会を、コンプライアンス常務会傘下にコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要事項について審議を行う体制を構築しております。なお、コンプライアンス常務会、コンプライアンス推進委員会は原則として月1回開催しております。

## (2) 顧客保護等管理体制

- イ 常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。
- ロ 経営ビジョンおよび行動規範を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。
- ハ 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。
  - (イ) 顧客説明管理
  - (ロ) 顧客サポート等管理
  - (ハ) 顧客情報管理
  - (ニ) 利益相反管理
  - (ホ) 外部委託管理

### 【運用状況】

当行は、顧客保護等を経営の最重要課題の一つであると認識し、顧客の保護および利便性向上に向けた基本方針としての「顧客保護等管理方針」を制定し、適切に運用しています。

当行は、「顧客保護等管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されることがないように、利益相反管理に係る基本事項を「利益相反管理規程」において定め、適切に運用しています。

## (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る以下の文書、その他重要な情報の保存、管理については、定款、取締役会規程をはじめ主要会議運営に関する諸規則、文書管理に関する諸規則等に定め厳正に運営する。
  - (イ) 株主総会議事録および関連資料
  - (ロ) 取締役会議事録および関連資料
  - (ハ) 常務会議事録および関連資料
  - (ニ) その他重要会議の議事の経過の記録および関連資料
  - (ホ) その他取締役が意思決定を行った稟議書類および関連資料
- ロ 内部監査部は、重要な情報の保存、管理状況について、諸規則に定めた運営がされているかを検証し、その結果を取締役に報告する。

### 【運用状況】

当行は、取締役会および常務会等の会議の議事録および参考資料等の重要な文書の保管に関する諸規則を定めており、当該諸規則に基づき、重要な文書の保存および管理を行っております。

## (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会は損失の危険を管理するため、リスク管理体制の整備に関する責任と権限を有しており、銀行業務から生じる様々なリスクに対する基本的な考えやリスクの種類毎の責任部署、管理体制および具体的な管理方法を定め、規則として制定する。
- ロ 取締役会は、それぞれの業務から生じるリスクを認識し適切にコントロールするため、リスクの種類毎に責任部署を定め、リスクの状況やその管理状況について報告を受ける体制を整備する。

- ハ 取締役会は、リスク管理に関する方針、具体的施策を実行計画として半期毎に策定し、計画の推進を図るとともに、その実施状況を定期的に評価することでリスクのコントロール、管理の高度化、体制の充実を図る。
- ニ 各種のリスクを統合的に把握し管理するため、統合的にリスクを管理する専門部署を設置するとともに、総合リスク管理委員会やALM委員会を設置し、各部門が行っているリスク管理活動を各部門横断的に協議する体制を整備する。
- ホ 内部監査部は、各リスク管理業務について、諸規則および毎期定めるリスク管理の実行計画と整合した運営がされているか、リスクコントロールが有効に機能しているかを検証し、その結果を取締役に報告する。
- ヘ 自然災害、システムの障害、事務上の事故、情報漏えい、風評等の要因により、業務が著しく遅延若しくは長期にわたり中断する場合、または大きく信用が失墜し、企業としての存続が危ぶまれる状態に陥る可能性が高まる場合を、危機と定義し、基本的な対応体制、判断基準、非常時の対応権限を予め定めるとともに、各要因毎に必要な応じて業務継続のための代替手段や手続を定めることで、平時から危機管理態勢を整備する。

#### **【運用状況】**

当行は、統合リスク管理を推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的として、総合リスク管理委員会を設置し、原則として月1回開催しております。

また、様々なリスクを統合的に管理するため、専門部署を設置し、各リスクの種類毎に、管理責任部署を明確にした上で、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

そして、経営陣がリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各リスクの状況を定例的に取締役会、常務会へ報告しております。

#### **(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ 取締役会は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程その他定める規則に基づき、その責任と権限の委譲を行っている。このうち常務会については、取締役会で決定すべき重要事項の事前審議や、取締役会が決定した基本方針に基づく業務の執行に関する責任権限を有し、原則週1回開催するなど、迅速な意思決定と業務執行を確保する。
- ロ 取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性の確保に努める。
- ハ 取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築する。
- ニ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任の明確化を図る。

#### **【運用状況】**

当行は、業務分掌を定める諸規則を整備し、取締役等は、定められた業務分掌に基づいて、職務執行を行っております。

#### **(6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- イ 当行は、経営ビジョン、行動規範、コンプライアンス・マニュアルで法令等遵守を定めるとともに、定めた諸規則に基づく業務運営を行うことで、法令および定款に適合する体制を構築する。

- ロ コンプライアンスを統括管理するための組織を設置するとともに、各部門および各営業店毎に、コンプライアンスを遂行する責任者としてコンプライアンス責任者と具体的施策を推進するコンプライアンス管理者を配置する。
- ハ 経営と各部門、各部門間横断でコンプライアンスに関する対応等の協議を行うための会議を開催し、コンプライアンス・プログラムで掲げた施策の推進管理、達成状況の評価を行い、コンプライアンスの実践と定着に向けた取組みを推進し、その状況を経営に報告する。
- ニ 役職員一人ひとりに、倫理観の涵養と業務知識の習得を図りコンプライアンスを定着させるため、集合研修や職場研修を行うとともに、コンプライアンス教育（外部試験や通信教育）の昇格要件への組入れなど教育研修制度を充実させる。
- ホ 法令や定款に反するような事故の発生を未然に防止するため、各部門および営業店における相互牽制態勢の構築や内部監査部による検証、人事ローテーションによる人事管理の徹底を図るとともに、内部通報制度を整備し不正行為の未然防止、組織内の自浄・改善を図る体制を整備する。

**【運用状況】**

当行は、経営ビジョン、行動規範を制定し、全ての役職員がこの経営ビジョン、行動規範に則って行動するよう周知徹底しております。

当行は、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、社外の受付窓口を含む内部通報制度を構築しています。

**(7) 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ 中京銀行グループを構成する各会社については、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ロ 中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた規則を定めるとともに、グループ共通の理念、経営方針に基づき各社の経営が行われるよう、経営管理の基本的考えや管理方法を定め、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築する。
- ハ 中京銀行グループを構成する各会社のそれぞれの業務に内在するリスクを認識し適切にリスクのコントロールを行うための規則を制定し、リスクの種類毎に当行の責任部署を明確化し、リスク管理状況について報告を受けるとともに、グループ会社の業務が適切かつ効率的に行われるよう、適切に指導・助言・監督する体制を構築する。
- ニ 当行の内部監査部は、中京銀行グループを構成する各会社との間で監査に関する合意を締結し、法令等に抵触しない範囲で適切に監査を行い、監査結果を当行の取締役会に報告する。内部監査部は各社の業務について適切に監査し検証するための監査手法の構築、ノウハウの蓄積に努める。

**【運用状況】**

当行は、中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた諸規則を定めております。

また、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築し、中京銀行経営協議会を原則年2回開催しております。

## (8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。
  - ロ 反社会的勢力に関する情報収集に努め、営業店・本部間での連携を密にし、また外部専門機関との連絡体制を築いたうえで、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。
    - (イ) 対応統括部を設置し、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部店の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、適切に経営へ報告する。また、各支店に「不当要求防止責任者」を配置する。
    - (ロ) 外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録の上、必要な情報を収集・交換する。
    - (ハ) 反社会的勢力のデータベースは、当行が入手した情報を一括して対応統括部署が管理する。
  - (ニ) 反社会的勢力に対する基本方針を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、業務運営の中で周知・徹底する。
  - (ホ) 反社会的勢力への対応を、コンプライアンスカリキュラム内に組み込み、研修等を行い、周知に努める。
  - (ヘ) 金融犯罪への対応を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金供与等の金融犯罪防止に努める。
- ハ 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

### 【運用状況】

当行は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当該基本方針に則り「反社会的勢力との取引防止規則」を定めている他、反社会的勢力対応の統括部署を設置し、反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等の対応を行っております。また、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、研修を実施しております。

当行は、マネー・ローンダリング等の防止など、金融犯罪の動向に注意を払っております。

## (9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ 監査役から、その職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（人数、業務経験、業務知識・スキル）については、監査役会の意見を聴取しその意見を十分に考慮する。

### 【運用状況】

当行は監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、監査役が監査を実効的に行うためにその職務を補助する使用人として専従者を配置しております。

## (10) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役職務を補助する使用人の任命、異動に当たっては、監査役会の意見を聴取し十分に考慮する。
- ロ 当該使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、実績評価、人事考課に当たっては監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

### 【運用状況】

当行は、業務執行から独立させるため、監査役室は監査役会・監査役の指揮命令下に属するものとしていません。監査役室員の人事評価については監査役から聴取した意見を尊重して行っています。

## (11) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 取締役会は、監査役に報告すべき事項を規則に定め、取締役の意思決定や業務執行状況について適切に監査役に報告される体制を構築する。
- ロ 監査役は監査の必要に応じて、各部門、各営業店の業務運営状況について、各部門等に対し直接報告を求めることができるものとし、監査役の要請に基づき各取締役、執行役員、部長、営業店長は適切に監査役に報告を行う。
- ハ 取締役会は、取締役会および重要会議等で、決議または報告された事項（子会社からの協議、報告を受ける事項を含む）について、適切に監査役に報告される体制を構築する。
- ニ 内部通報制度の通報先等を定め、通報の状況および通報された事案の内容（当行の子会社等の役職員からの報告を受けた事項を含む）を、通報先等から監査役に報告を行う。
- ホ 内部通報制度による通報も含め、監査役に報告したことを理由として、就業上の不利な取扱いを行うことを禁止する。

### 【運用状況】

当行の監査役は、取締役会や常務会その他の重要な会議への出席を通じて、当行に著しい損害を及ぼす事項等の有無および内容を確認しています。また、内部監査計画の基本方針や内部監査結果などの重要事項は、内部監査部が監査役に報告しています。

当行は、当行および当行グループ会社の役職員が利用可能な内部通報制度を構築し、通報事案については、直ちに常勤の監査役へ報告しています。

監査役への通報も含め、内部通報制度により通報を行った者に対する不利益措置の禁止について、所定の規則に規定を定めています。

## (12) 監査役職務の執行について生じる費用または債務に係る方針

- イ 監査役職務の執行に必要な費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

### 【運用状況】

監査役から、監査役職務の執行に必要な費用または債務について請求を受けたときは、所定の規則に準じて、これを支出するものとしています。

### (13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、あらかじめ監査役会と協議をする。
  - ロ 取締役会は、監査役が、取締役会はもとより常務会や総合リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部長等の業務執行状況について把握できる体制を構築する。このため、取締役会は、重要会議の運営を定める諸規則において、監査役の出席について規定する。
  - ハ 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、当行の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ニ 内部監査部は、監査役からの求めに応じて監査に協力するのみならず、監査役に内部監査の実施状況、各業務部門の業務執行や管理状況について情報提供し、監査役監査の実効性向上に協力する。

#### 【運用状況】

監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、監査の実施状況又は監査結果の報告並びに必要な応じ問題提起を行うほか、代表取締役の経営方針の確認並びに当行の抱える課題等についての意見交換を行っています。また、監査役は、取締役会のほか、重要な会議等に出席し、必要なに応じて意見を述べることができます。必要な場合には、事前又は事後に議案内容又は審議内容についての説明・報告を受けることができます。さらに、監査役は、必要なに応じて取締役等に対して、事業の報告を求め、又は業務および財産の状況を調査することができます。

### 9 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

### 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

### 11 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

### 12 その他

該当する事項はありません。





# 第110期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

|                     | 株主資本   |        |        |           |          |         |        |        |      | 株主資本計  |
|---------------------|--------|--------|--------|-----------|----------|---------|--------|--------|------|--------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |        | 利益剰余金     |          |         |        |        | 自己株式 |        |
|                     |        | 資本準備金  | 資本剰余金計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         |        | 利益剰余金計 |      |        |
|                     |        |        |        | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |        |        |      |        |
| 当期首残高               | 31,844 | 23,184 | 23,184 | 2,403     | 49       | 11,000  | 5,327  | 18,780 | △542 | 73,267 |
| 当期変動額               |        |        |        |           |          |         |        |        |      |        |
| 剰余金の配当              |        |        |        | 194       |          |         | △1,169 | △974   |      | △974   |
| 当期純利益               |        |        |        |           |          |         | 3,801  | 3,801  |      | 3,801  |
| 固定資産圧縮積立金の積立        |        |        |        |           | 1        |         | △1     | -      |      | -      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |        |        |        |           | △2       |         | 2      | -      |      | -      |
| 自己株式の取得             |        |        |        |           |          |         |        |        | △5   | △5     |
| 自己株式の処分             |        |        |        |           |          |         | △9     | △9     | 168  | 158    |
| 土地再評価差額金の取崩         |        |        |        |           |          |         | 218    | 218    |      | 218    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |        |           |          |         |        |        |      |        |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -      | 194       | △1       | -       | 2,842  | 3,035  | 163  | 3,199  |
| 当期末残高               | 31,844 | 23,184 | 23,184 | 2,598     | 48       | 11,000  | 8,169  | 21,816 | △379 | 76,466 |

|                     | 評価・換算差額等     |         |          |            | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|---------|----------|------------|-------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |         |
| 当期首残高               | 28,899       | △267    | 5,562    | 34,194     | 93    | 107,555 |
| 当期変動額               |              |         |          |            |       |         |
| 剰余金の配当              |              |         |          |            |       | △974    |
| 当期純利益               |              |         |          |            |       | 3,801   |
| 固定資産圧縮積立金の積立        |              |         |          |            |       | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |              |         |          |            |       | -       |
| 自己株式の取得             |              |         |          |            |       | △5      |
| 自己株式の処分             |              |         |          |            |       | 158     |
| 土地再評価差額金の取崩         |              |         |          |            |       | 218     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △4,052       | △156    | △78      | △4,287     | 48    | △4,239  |
| 当期変動額合計             | △4,052       | △156    | △78      | △4,287     | 48    | △1,039  |
| 当期末残高               | 24,846       | △424    | 5,484    | 29,906     | 142   | 106,515 |

## 第110期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|---------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )         |           | ( 負 債 の 部 )               |           |
| 現 金 預 け 金           | 34,217    | 預 金                       | 1,711,253 |
| 有 価 証 券             | 576,403   | コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形   | 10,000    |
| 貸 出 金               | 1,274,253 | 借 用 金                     | 32,350    |
| 外 国 為 替             | 7,542     | 外 国 為 替                   | 85        |
| そ の 他 資 産           | 10,947    | 社 債                       | 15,000    |
| 有 形 固 定 資 産         | 20,814    | そ の 他 負 債                 | 23,628    |
| 建 物                 | 3,771     | 賞 与 引 当 金                 | 731       |
| 土 地                 | 14,849    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 4,913     |
| リ ー ス 資 産           | 1,552     | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 375       |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 640       | 偶 発 損 失 引 当 金             | 546       |
| 無 形 固 定 資 産         | 4,141     | 繰 延 税 金 負 債               | 6,537     |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 1,624     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 2,664     |
| リ ー ス 資 産           | 2,440     | 支 払 承 諾                   | 5,219     |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 76        | 負 債 の 部 合 計               | 1,813,306 |
| 繰 延 税 金 資 産         | 1,042     | ( 純 資 産 の 部 )             |           |
| 支 払 承 諾 見 返         | 5,219     | 資 本 金                     | 31,844    |
| 貸 倒 引 当 金           | △11,628   | 資 本 剰 余 金                 | 23,184    |
| 資 産 の 部 合 計         | 1,922,954 | 利 益 剰 余 金                 | 24,892    |
|                     |           | 自 己 株 式                   | △379      |
|                     |           | 株 主 資 本 合 計               | 79,542    |
|                     |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 24,919    |
|                     |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △424      |
|                     |           | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 5,484     |
|                     |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △1,227    |
|                     |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 28,751    |
|                     |           | 新 株 予 約 権                 | 142       |
|                     |           | 非 支 配 株 主 持 分             | 1,211     |
|                     |           | 純 資 産 の 部 合 計             | 109,647   |
|                     |           | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 1,922,954 |

# 第110期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額    | 金 額    |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 32,079 |
| 資金運用収益           | 22,781 |        |
| 貸出金利息            | 15,265 |        |
| 有価証券利息配当金        | 7,375  |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 0      |        |
| 預け金利息            | 46     |        |
| その他の受入利息         | 93     |        |
| 業務取引等収益          | 5,749  |        |
| その他の業務収益         | 2,108  |        |
| その他の経常収益         | 1,439  |        |
| 償却債権取立益          | 2      |        |
| 株式等売却益           | 816    |        |
| その他の経常収益         | 620    |        |
| 経常費用             |        | 26,165 |
| 資金調達費用           | 2,078  |        |
| 預金利息             | 1,367  |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 0      |        |
| 債券貸借取引支払利息       | 0      |        |
| 借入金利息            | 29     |        |
| 社債利息             | 224    |        |
| その他の支払利息         | 455    |        |
| 業務取引等費用          | 1,744  |        |
| その他の業務費用         | 1,935  |        |
| 営業経常費用           | 19,091 |        |
| その他の経常費用         | 1,315  |        |
| 経常利益             |        | 5,913  |
| 特別利益             |        | 157    |
| 固定資産処分益          | 157    |        |
| 特別損失             |        | 621    |
| 固定資産処分損失         | 19     |        |
| 減損損失             | 602    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |        | 5,449  |
| 法人税、住民税及び事業税     | 99     |        |
| 法人税等調整額          | 1,261  |        |
| 当期純利益            |        | 1,360  |
| 当期中途純利益          |        | 4,088  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益  |        | 66     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  |        | 4,022  |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 第110期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                      | 株主資本   |        |        |      |        | その他の包括利益累計額  |         |         |              |               |
|----------------------|--------|--------|--------|------|--------|--------------|---------|---------|--------------|---------------|
|                      | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本計  | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |
| 当期首残高                | 31,844 | 23,184 | 21,635 | △542 | 76,122 | 28,987       | △267    | 5,562   | △71          | 34,211        |
| 当期変動額                |        |        |        |      |        |              |         |         |              |               |
| 剰余金の配当               |        |        | △974   |      | △974   |              |         |         |              |               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |        |        | 4,022  |      | 4,022  |              |         |         |              |               |
| 自己株式の取得              |        |        |        | △5   | △5     |              |         |         |              |               |
| 自己株式の処分              |        |        | △9     | 168  | 158    |              |         |         |              |               |
| 土地再評価差額金の取崩          |        |        | 218    |      | 218    |              |         |         |              |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |        |        |        |      |        | △4,067       | △156    | △78     | △1,156       | △5,459        |
| 当期変動額合計              | -      | -      | 3,256  | 163  | 3,419  | △4,067       | △156    | △78     | △1,156       | △5,459        |
| 当期末残高                | 31,844 | 23,184 | 24,892 | △379 | 79,542 | 24,919       | △424    | 5,484   | △1,227       | 28,751        |

|                      | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|----------------------|-------|---------|---------|
| 当期首残高                | 93    | 1,147   | 111,574 |
| 当期変動額                |       |         |         |
| 剰余金の配当               |       |         | △974    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |       |         | 4,022   |
| 自己株式の取得              |       |         | △5      |
| 自己株式の処分              |       |         | 158     |
| 土地再評価差額金の取崩          |       |         | 218     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 48    | 63      | △5,346  |
| 当期変動額合計              | 48    | 63      | △1,926  |
| 当期末残高                | 142   | 1,211   | 109,647 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 中京銀行  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 松井夏樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 瀧沢宏光 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 中京銀行  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 松江夏樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 瀧沢宏光 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中京銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 中京銀行 監査役会

|       |   |   |    |   |
|-------|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 棚 | 橋 | 修  | Ⓔ |
| 社外監査役 | 岡 | 田 | 邦彦 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 村 | 田 | 浩子 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 木 | 村 | 和彦 | Ⓔ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、649,760,868円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたします。

### 第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を100株に変更することとし、併せて、当行株式を証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式の併合を行い、株式併合の効力発生と同時に当行単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

2. 併合の割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

5,000万株

5. その他

本件株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

現行定款第5条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）について、第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                       |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式                                          | 第2章 株式                                                                                      |
| 第5条（発行可能株式総数）<br>当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5億株</u> とする。 | 第5条（発行可能株式総数）<br>当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5,000万株</u> とする。                                         |
| 第7条（単元株式数）<br>当銀行の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。  | 第7条（単元株式数）<br>当銀行の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。                                                |
| （新設）                                            | 附則<br><u>第1条</u><br>第5条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。 |

#### 第4号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当行における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当行の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ふか まち まさ かず<br>深 町 正 和<br>(昭和26年12月17日生) | 昭和50年4月 株式会社東海銀行入行<br>平成14年1月 株式会社UFJ銀行執行役員<br>平成15年6月 UFJ信託銀行株式会社執行役員<br>平成17年5月 株式会社UFJ銀行常務執行役員<br>平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員<br>平成19年6月 エムエステイ保険サービス株式会社代表取締役副会長<br>平成20年6月 三菱UFJ証券株式会社常務執行役員<br>平成22年5月 同社退職、当行顧問<br>平成22年6月 当行取締役副頭取<br>平成23年1月 当行取締役頭取<br>平成27年4月 当行取締役会長<br>現在に至る | 29,000株     |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>平成14年1月UFJ銀行の執行役員に就任以来、日本橋中央支店長、日本橋法人営業第一部長等を歴任するとともに、UFJ信託銀行執行役員、三菱東京UFJ銀行常務執行役員、エムエステイ保険サービス代表取締役副会長、三菱UFJ証券常務執行役員、中京銀行頭取、会長を歴任。金融の各事業分野の豊富な経験を有しております。幅広い知見と高い視野を持ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役会長としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者いたしました。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                | むろ しげ お 夫<br>室 成 夫<br>(昭和29年9月16日生)      | 昭和52年4月 当行入行<br>平成9年8月 当行鈴鹿支店長<br>平成12年6月 当行上飯田支店長<br>平成14年4月 当行桑名支店長<br>平成16年5月 当行営業統括部部次長<br>平成18年5月 当行人事部部長<br>平成19年6月 当行人事部部長<br>平成19年6月 当行執行役員人事部部長<br>平成23年6月 当行取締役<br>平成23年11月 当行常務取締役<br>平成27年4月 当行取締役頭取<br>平成27年6月 当行取締役頭取(執行役員兼務)<br>現在に至る                                      | 27,000株     |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>平成19年6月執行役員に就任以来、常務取締役、頭取を歴任。人事管理、経営企画部門の豊富な経験を有し、当行の経営管理を的確、かつ効率的に遂行する幅広い視野と知見を備えております。強いリーダーシップのもと、経営の受託者として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力を有し、取締役頭取としてその役割と責任を果たす資質を備えていると判断し、取締役候補者いたしました。</p>                                                                       |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、当行における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当行の株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | 小島 教彰<br>(昭和33年3月9日生)                                                                                                                                                                                                                             | 昭和55年4月 株式会社東海銀行入行<br>平成14年2月 株式会社UFJ銀行御園法人営業部長兼支店長<br>平成18年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行岐阜支社支店長<br>平成19年6月 同行名古屋営業本部名古屋営業第四部長<br>平成21年9月 同行退職<br>平成21年10月 当行営業統括部部长<br>平成22年6月 当行執行役員営業統括部部长<br>平成23年6月 当行執行役員営業統括部部长<br>平成24年6月 当行取締役営業統括部部长<br>平成26年6月 当行取締役名古屋営業第一本部長・本店営業部長<br>平成27年6月 当行取締役常務執行役員名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部、個人営業部担当<br>現在に至る | 10,000株     |
|       | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三菱東京UFJ銀行を経て、平成22年6月執行役員に就任以来、取締役営業統括部長、名古屋営業第一本部長、本店営業部長を歴任。営業推進部門の担当役員として、強力なリーダーシップと先見性を発揮し、諸施策を適切に執行しております。当行の活力ある業績伸展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役常務執行役員としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者といたしました。</p>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 4     | なが い 涼<br>(昭和32年9月1日生)                                                                                                                                                                                                                            | 昭和55年4月 当行入行<br>平成13年4月 当行高蔵寺支店長<br>平成15年5月 当行東海支店長<br>平成17年10月 当行大曾根支店長<br>平成20年5月 当行浄心支店長<br>平成22年4月 当行個人営業部長兼営業統括部部长<br>平成22年6月 当行執行役員個人営業部長兼営業統括部部长<br>平成24年6月 当行執行役員総合企画部長<br>平成26年6月 当行取締役総合企画部長<br>平成27年6月 当行取締役常務執行役員総合企画部長、総合企画部、経営企画室、東京事務所担当<br>現在に至る                                                                   | 16,000株     |
|       | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成22年6月執行役員に就任以来、個人営業部長、営業統括部部长、総合企画部長を歴任。企画部門に精通し、経営全般を遂行する豊富な経験を有するとともに、グループ会社各社の経営管理を担い、有機的に機能させるための諸施策を適切に執行しております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役常務執行役員としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 5     | いし かわ ひろし<br>(昭和31年2月16日生)                                                                                                                                                                                                                        | 昭和53年4月 株式会社東海銀行入行<br>平成15年4月 株式会社岐阜銀行執行役員<br>平成18年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行監査部業務監査室(名古屋) 上席調査役<br>平成19年10月 同行退職<br>平成19年11月 当行内部監査部部长<br>平成22年5月 当行内部監査部部长<br>平成23年1月 当行執行役員内部監査部部长<br>平成23年6月 当行取締役内部監査部部长<br>平成24年6月 当行取締役<br>平成27年6月 当行取締役執行役員、事務統括部、資金部担当<br>現在に至る                                                                     | 11,000株     |
|       | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三菱東京UFJ銀行を経て、平成23年1月執行役員に就任以来、取締役内部監査部部长、資金部、事務統括部の担当役員として、先見性と堅確性を発揮し、諸施策を適切に執行しております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役執行役員としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者といたしました。</p>                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当行における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する当行の<br>株 式 の 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6                                                                                                                                                                                               | むら せ た いち<br>村 瀬 太 一<br>(昭和30年2月19日生) | 昭和53年4月 当行入行<br>平成11年5月 当行振甫支店長<br>平成13年11月 当行蟹江支店長<br>平成15年5月 当行秘書室秘書役<br>平成16年7月 当行人事部部次長<br>平成18年11月 当行コンプライアンス統括部部长<br>平成22年4月 当行コンプライアンス統括部長<br>平成24年5月 当行内部監査部長<br>平成24年6月 当行取締役内部監査部長<br>平成27年6月 当行取締役執行役員人事部長、人事部担当<br>現在に至る | 19,000株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>平成24年6月取締役に就任以来、内部監査部長、人事部長を歴任。管理部門主体に経営管理全般を遂行する豊富な経験を有しております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役執行役員としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者といたしました。</p>     |                                       |                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 7                                                                                                                                                                                               | しば た まさ あき<br>柴 田 昌 明<br>(昭和30年5月9日生) | 昭和53年4月 当行入行<br>平成12年6月 当行鈴鹿支店長<br>平成14年2月 当行営業推進部主席推進役<br>平成16年5月 当行代官町支店長<br>平成19年6月 当行今池支店長<br>平成22年4月 当行東京支店長兼東京事務所長<br>平成23年5月 当行人事部部長<br>平成23年6月 当行人事部長<br>平成24年6月 当行執行役員人事部長<br>平成27年6月 当行取締役内部監査部長、内部監査部担当<br>現在に至る          | 15,000株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>平成24年6月執行役員人事部長に就任。平成27年6月取締役内部監査部長に就任。管理部門主体に経営管理全般を遂行する豊富な経験を有しております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 8<br>※                                                                                                                                                                                          | わか お とし ゆき<br>若 尾 俊 之<br>(昭和33年1月8日生) | 昭和55年4月 当行入行<br>平成15年10月 当行融資統括部主席調査役<br>平成17年10月 当行新瑞橋支店長<br>平成18年10月 当行営業統括部部次長<br>平成20年10月 当行個人営業部部次長<br>平成21年7月 当行融資統括部部次長<br>平成24年5月 当行コンプライアンス統括部長<br>平成25年5月 当行融資統括部長<br>平成25年6月 当行執行役員融資統括部長<br>現在に至る                        | 15,000株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>平成25年6月執行役員に就任。融資企画、審査部門主体に管理全般を遂行する豊富な経験を有しております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役執行役員としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者といたしました。</p>                  |                                       |                                                                                                                                                                                                                                      |                    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当行における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する当行の株式の数 |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 9     | 野村克文<br>(昭和23年4月1日生) | 昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社<br>平成5年4月 同社財務部資金担当部長<br>平成11年12月 同社広報室長<br>平成17年6月 東芝ファイナンス株式会社代表取締役社長<br>平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫常勤監査役<br>平成24年6月 任期満了にて退任<br>平成25年6月 当行取締役<br>現在に至る                                                    | 0株          |
|       |                      | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>平成25年6月社外取締役就任。長年にわたり大手企業の中核部門に携わってきた豊富な経験に基づき、実践的な視点から取締役会の議案、審議につき的確な助言、提言を活発に行っていたいております。</p> <p>独立社外取締役として、実効性高い経営監督機能を発揮しており、その役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>                          |             |
| 10    | 尾崎泰宏<br>(昭和16年5月2日生) | 昭和39年4月 株式会社東海銀行入行<br>平成3年6月 同行取締役<br>平成6年6月 同行常務取締役<br>平成8年6月 日本電産株式会社専務取締役<br>平成9年6月 セントラルファクター株式会社取締役社長<br>平成14年6月 新名古屋高架株式会社取締役社長<br>平成15年6月 当行監査役<br>平成27年6月 当行取締役<br>現在に至る                                                     | 0株          |
|       |                      | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>東海銀行常務取締役を経て、平成15年6月社外監査役就任。平成27年6月社外取締役就任。12年間にわたり当行監査役を務めており、社外取締役就任後も取締役会の議案、審議につき幅広い観点からの的確な助言、提言を活発に行っていたいております。</p> <p>独立社外取締役として、実効性高い経営監督機能を発揮しており、その役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |             |

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野村克文、尾崎泰宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、野村克文氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 当行は、尾崎泰宏氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当行は、社外取締役候補者野村克文氏、尾崎泰宏氏との間で、定款の定めに基づき両氏と社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。両氏が取締役にも再任され就任した場合には、当行と両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役村田浩子氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                 | 略歴、当行における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                        | 所有する当行の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 村田浩子<br>(昭和17年8月30日生)                                                                                                                                                        | 平成14年4月 愛知県出納長<br>平成18年4月 財団法人愛知県労働協会理事長<br>平成21年4月 財団法人愛知県健康づくり振興事業団監事<br>平成22年4月 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会副会長<br>平成24年6月 当行監査役<br>現在に至る | 0株          |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>愛知県行政の中核部門に携わった経験に基づく幅広い見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っていたいております。直接企業経営に関与された経験はありませんが、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を引き続き行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。 |                                                                                                                                  |             |

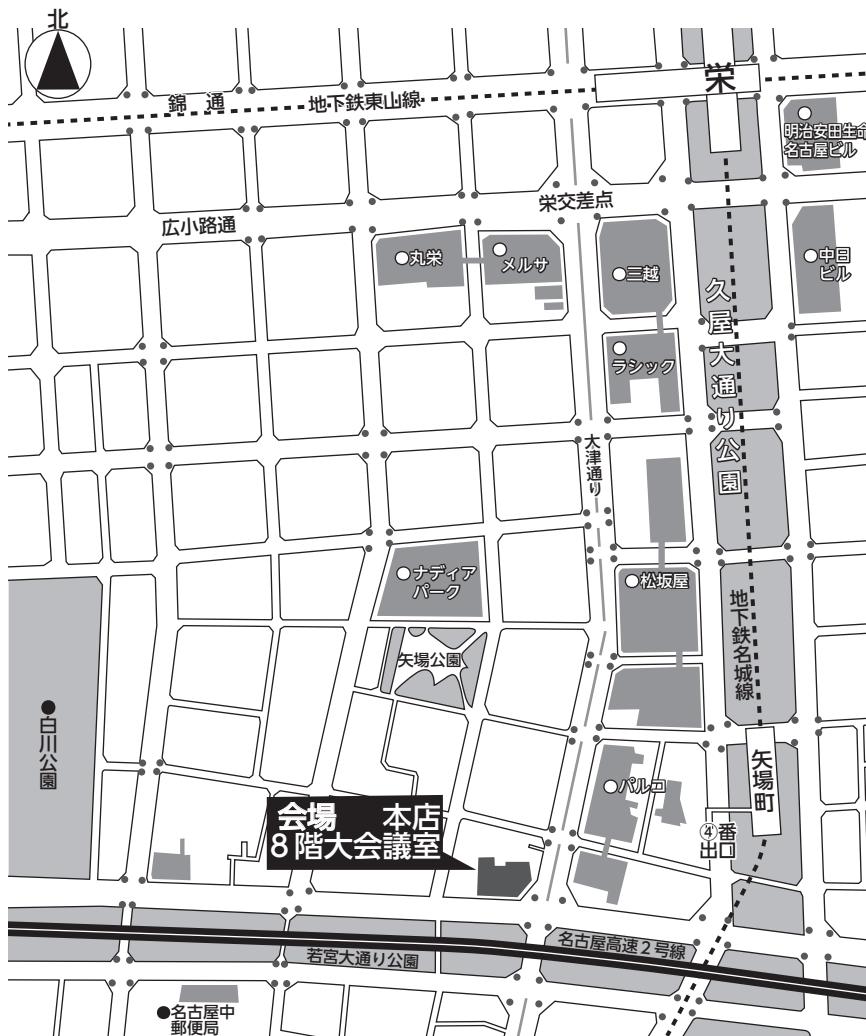
- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村田浩子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当行は、村田浩子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお、同氏の当行社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当行は、社外監査役候補者村田浩子氏との間で、定款の定めに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。同氏が監査役に再任され就任した場合には、当行と同氏の間で当該契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

# 株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目33番13号

当行本店 8階大会議室

電 話 052-262-6111 (大代表)

もよりの駅 地下鉄名城線 矢場町駅下車 4番出口



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

